

葛飾区東四つ木工場ビルの指定管理者の公募について

1 葛飾区東四つ木工場ビル指定管理者選定委員会の設置について

(1) 葛飾区東四つ木工場ビル指定管理者選定委員会設置要綱について

- ①所管事項 公募応募者の中から指定管理者として適当と認められるものを選定し、区に報告する。
- ②構成 学識経験者（財務会計分野・工業分野 両分野計 3 名程度）、
地域振興部長、産業経済担当部長
- ③任期 委嘱の日から選定結果の報告の日まで
- ④事務局 商工振興課工業振興係

- (2) 選定委員会開催予定
 - 第 1 回 7 月上旬
 - 第 2 回 9 月上旬
 - 第 3 回 9 月下旬

2 葛飾区工場ビル指定管理者公募要項等について

- (1) 指定期間—平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 3 年間とする。
- (2) 前回との主な変更点
 - ① 指定管理者の財務状況をより明確にするために、月次・四半期・年次報告において、財務報告書（貸借対照表、損益計算書、資金繰表及び経理に関連する事業内容がわかる資料）の提出を義務付けた。
 - ② 応募時の提出書類に「労働保険料の納入証明書」及び「団体の人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）」を追加した。
 - ③ リスク分担について、地震等の不可抗力リスクのうち「施設・設備の復旧費用」は区、「管理運営の中断に伴う損失」は個別協議とした。

3 今後のスケジュール

- (1) 公募要項の配布 平成 23 年 7 月下旬
- (2) 書類審査 平成 23 年 9 月上旬
- (3) 個別審査 平成 23 年 9 月下旬
- (4) 指定管理者の指定議案提出 平成 23 年 第四回区議会定例会（予定）